

財務省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの 排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画

平成19年11月21日

財 務 省

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」(平成19年3月30日閣議決定。以下「政府の実行計画」という。)及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」(平成19年3月30日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ。以下「政府の実行計画の実施要領」という。)に基づき、財務省(国税庁を含む。以下同じ。)が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

記

財務省の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量は、平成18年度において、旧実行計画の13年度比で7%削減目標を達成していることにかんがみ、目標年度である平成22～24年度迄の総排出量の平均を13年度比で8%削減することを目標とし、以下の取組を行うこととする。この目標は、財務省の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

1. 対象となる事務及び事業

原則として、財務省が行う全ての事務及び事業を対象とする。

2. 実施計画の期間等

実施計画の期間は平成19年度から平成24年度とし、期間中においても計画の実施状況、技術の進歩等を踏まえ、必要に応じ、計画内容を見直すこととする。

3. 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

(1) 低公害車の導入

- ① 一般公用車については、低公害車比率100%を維持するとともに、低公害車への切替えが可能な一般公用車以外の公用車についても買換え時の低公害車化を図り、平成24年度末までに低公害車比率90%の達成に努める。
- ② 車の買換えに当たっては、使用実態を踏まえ必要最小限度の大きさの車を選択する等、より温室効果ガスの排出の少ない車の導入を進め、当該車の優先的利用を図る。

(2) 自動車の効率的利用

- ① 待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転を行う。
- ② 有料道路を利用する公用車について、ETC車載器を設置する。

- ③ タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備の励行を図る。
- ④ 通勤時や業務時の移動において、鉄道、バス等公共交通機関の利用を推進する。

(3) エネルギー消費効率の高い機器の導入

ア 省エネルギー型 OA 機器等の導入等

現に使用しているパソコン、ワープロ、コピー機等の OA 機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品、蛍光灯等の照明器具等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものの廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、エネルギー消費のより少ないものを選択する。また、これらの機器等の新規の購入に当たっても同様とする。さらに、機器の省エネルギーモード設定の適用等により、使用面での改善を図る。

イ 節水機器等の導入等

現に使用している水多消費型の機器の廃止又は買換えを計画的に進め、買換えに当たっては、節水型等のものを選択する。また、これらの機器の新規の購入に当たっても同様とする。

(4) 用紙類の使用量の削減

- ① コピー用紙、事務用箋、伝票等の用紙類の年間使用量について、部局単位で把握し、管理するとともに、両面印刷・両面コピーを徹底してその削減を図り、平成13年度比で、平成22年度から平成24年度までの期間に平均で増加させないよう努める。
- ② 使用済み封筒の再使用など、封筒使用の合理化を図る。
- ③ A四判化の徹底による文書の一層のスリム化を図る。

(5) 再生紙などの再生品や木材の活用

- ① 購入し、使用するコピー用紙、けい紙・起案用紙、トイレトペーパー等の用紙類については、再生紙の使用を進める。
- ② 印刷物については、再生紙を使用するものとする。また、その際には古紙パルプ配合率を明記するよう努める。

4. 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

(1) 建築物の建築における省エネルギー対策の徹底

建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の抑制に配慮したものととして整備する。

(2) 既存の建築物における省エネルギー対策の徹底

- ① 既存の建築物においてエネルギーの使用状況等省エネルギーに係る診断を実施し、さらなるエネルギーの使用の合理化が図られるよう、可能な限り重点的に、設備・機器の導入、設備等改修、運用改善を行う。
- ② 各庁舎の単位面積当たりの電気使用量を、平成13年度比で、平成22年度から平成24年度までの期間に平均で概ね90%以下にすることに向けて努める。
- ③ エネルギー供給設備等で使用する燃料の量を、平成13年度比で、平成22年度から平成24年度までの期間に平均で増加させないことを念頭に置きつつ、計画的な管理、削減に努める。
- ④ 既存の建築物において、既に省エネルギーに係る診断等が行われている庁舎も含めて、更なる

省エネルギーの可能性を精査するため、ESCO事業導入のフィージビリティ・スタディを実施し、可能な限り幅広くESCO事業を導入する。このため、「政府実行計画における庁舎ESCO促進のための簡易ESCO診断実施基準」(平成19年3月30日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ)(1)の条件のいずれにも該当する建物については、早急に簡易ESCO診断を実施する。また、これら以外の建物についても、同基準(2)の指標を勘案して優先順位付けを行い、可能な限り、簡易ESCO診断の実施を進める。

(3) 温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択

- ① 断熱性能向上のため、屋根、外壁等への断熱材の使用や、断熱サッシ・ドア等の断熱性の高い建具の使用を図る。特に建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓については、複層ガラスや二重窓、遮光フィルム、窓の外部のひさしやブラインドシャッターの導入など、断熱性能の向上に努める。
- ② 損失の少ない受電用変圧器の使用を促進する等設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。
- ③ 電力負荷平準化に資する蓄熱システム等の導入を極力図る。

(4) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入等

- ① 空調設備について、温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。また、既存の空調設備についても、その更新時に温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図るとともに省エネ型ファンベルトへの切り換えを進める。
- ② このため、庁舎に高効率空調機を可能な限り幅広く導入する。
- ③ また、冷却性能の低下等の異常が認められた場合、冷媒の漏洩の可能性があるため、速やかに補修その他の必要な措置を講ずる。

(5) 冷暖房の適正な温度管理

- ① 庁舎内における冷暖房温度の適正管理(冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度)を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図る。
- ② コンピューター室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適正な運用に努める。

(6) 新エネルギーの有効利用

- ① 庁舎や公務員宿舎に燃料電池、太陽熱利用、木質バイオマス燃料を使用する暖房器具やボイラ一等を可能な限り幅広く導入する。
- ② 建築物の立地する地域において、地域冷暖房等の事業が計画されている場合には、参加するよう図る。

(7) 太陽光発電の導入及び建物の緑化に関する整備計画

政府の実行計画第四の2(8)、政府の実行計画の実施要領2(8)及び「太陽光発電の導入及び建物の緑化に係る整備の考え方」(平成19年3月30日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ)に基づき、財務省における太陽光発電の導入及び建物の緑化に係る整備計画は以下のとおりとする。

既存庁舎において、既に671kWの太陽光発電及び9,609㎡の建物の緑化を整備済みであるが、計画期間である平成19年度から平成24年度までに、追加的に723kWを目途として太陽光発電を導入するとともに、追加的に15,110㎡を目途として建物の緑化を行うこととする。これらの整備に当たっては、以下のスケジュールを目安として進めることとする。

なお、既存庁舎へ整備する場合は、構造体の耐震安全性、積載荷重、整備後のメンテナンス等を考慮するものとするが、今後、耐震診断により耐震安全性が確認できた庁舎及び耐震改修により耐震性能が確保された庁舎のうち、耐震性能以外の条件に不都合がないものについては可能な限り、下記計画に加えて太陽光発電又は建物緑化を実施することとする。

① 太陽光発電の導入スケジュールの目安(単位:kW)

| | 19～20年度 | 21～24年度 | 計 |
|--------|---------|---------|-----|
| 新築の庁舎 | 35 | 0 | 35 |
| 既存の庁舎 | 350 | 338 | 688 |
| 本府省 | 0 | 0 | 0 |
| 地方支分部局 | 355 | 308 | 663 |
| その他の施設 | 30 | 30 | 60 |
| 計 | 385 | 338 | 723 |

② 建物の緑化の整備スケジュールの目安(単位:m²)

| | 19～20年度 | 21～24年度 | 計 |
|--------|---------|---------|--------|
| 新築の庁舎 | 0 | 0 | 0 |
| 既存の庁舎 | 4,534 | 10,576 | 15,110 |
| 本府省 | 0 | 0 | 0 |
| 地方支分部局 | 4,534 | 10,076 | 14,610 |
| その他の施設 | 0 | 500 | 500 |
| 計 | 4,534 | 10,576 | 15,110 |

(8) その他

ア 建築物の建築等に当たってのその他の環境配慮の実施

- ① 庁舎等の敷地について植栽を施し、緑化を推進するとともに、保水性舗装や散水の実施に努める。
- ② 敷地内の環境の適正な維持管理の推進のため、所管地に生育する樹木の剪定した枝や落葉等は、再生利用を行い、廃棄物としての排出の削減を図るとともに、休閑地については緑化に努めるなど適正な維持管理を図り、ごみの不法投棄を防ぐ。
- ③ 全ての白熱灯について、省エネルギー型蛍光灯又はLED照明への切替えを図る。
- ④ 屋外照明器具の設置に当たっては、上方光束が小さく省エネルギー性の高い適切な照明機器を選定する。

イ 施設や機器の効率的な運用に資する設備の導入

- ① 最大使用電力を設定し、使用電力に応じて警報の発生や一部電力の遮断(防災上必要な部分を除く。)などを行う電力のデマンド監視装置等の導入を図る。
- ② 機器の効率的な運用に資するため、機械室の換気運転の室温に応じた制御を可能とする温度センサーや、空調の効率低下を防ぐための室外機への遮光ネットなどの導入を図る。

5. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

(1) エネルギー使用量の抑制

ア 庁舎におけるエネルギー使用量の抑制等

- ① OA機器、家電製品及び照明については、適正規模のものの導入・更新、適正時期における省エネルギー型機器への交換を徹底するとともに、スイッチの適正管理等エネルギー使用量を抑制するよう適切に使用する。
- ② 夏季における執務室での服装について、暑さをしのぎやすい軽装、いわゆる「クールビズ」を励行する。また、冬季における執務室の服装について、快適に過ごせるよう適切な服装、いわゆる「ウォームビズ」を励行する。
- ③ 冷暖房中の窓、出入口の開放禁止を徹底する。
- ④ 深夜残業における点灯時間の縮減のため、水曜日の定時退庁の一層の徹底を図る。
- ⑤ 職員の福利厚生の上昇に係る要請への対応ともあいまって、有給休暇の計画的消化の一層の徹底、事務の見直しにより、夜間残業の削減を図る。
- ⑥ 昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯を図る。また、夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底する。
- ⑦ トイレ、廊下、階段等での自然光の活用を図る。
- ⑧ 職員に対する直近階への移動の際の階段利用の奨励を徹底し、利用実態に応じたエレベーターの間引き運転を進める。
- ⑨ 庁舎に高効率給湯器を可能な限り幅広く導入する。
- ⑩ 庁舎の使用電力購入に際して、省CO₂化の要素を考慮した購入方式を導入する。
- ⑪ 照明の点灯時間の縮減など節電のための取組の管理を徹底するため、電力使用量のチェックシートの導入等を図る。
- ⑫ コージェネレーションシステムを導入している場合には、同システムの停止時間中の電力購入量の増加と燃料使用量の減少による温室効果ガスの排出量が最小となるよう運用時間を適切なものとする。

イ 庁舎における節水等の推進

- ① 水栓には必要に応じて節水コマを取り付けるなど節水を図り、各庁舎の単位面積当たりの上水使用量を、平成13年度比で、平成22年度から平成24年度までの期間に平均で90%以下にすることを向けて努める。
- ② 水漏れ点検の徹底を図る。

(2) ごみの分別

- ① 事務室段階での廃プラスチック類等の分別回収を徹底する。
- ② 分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。
- ③ 個人用のごみ箱を順次減らしていく。
- ④ 不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収するよう努める。

(3) 廃棄物の減量

- ① 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を極力図り、事務所から排出される廃棄物の量を、平成13年度比で、平成22年度から平成24年度までの期間に平均で概ね75%以下にすること及び廃棄物中の可燃ごみの量を同期間に概ね60%以下にすることを向けて努める。
- ② コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。

6. 職員に対する研修等

- ① 昼休みや定時退庁日における勤務時間終了後の一斉消灯など「省CO₂行動ルール」を策定し、実施する。
- ② 職員から省CO₂化に資するアイデア(エコ・アイデア)を募集し、効果的なものを実行に移す。
- ③ 財務省の全組織・全職員に対し、あらためて、本計画の周知を徹底するとともに、職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動等について、関係省庁等から情報提供等を受けた場合には、職員に対して周知等を図る。

7. 財務省実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

財務省実施計画の推進・評価・点検については、「財務省環境配慮の方針推進委員会」(平成15年10月21日設置)が行うこととし、その中に設置された「温室効果ガス排出削減対策小委員会」(平成18年3月22日設置)において、各部局から、温室効果ガスの排出量及び目標達成の見込みや削減対策等の報告を受け、温室効果ガスの排出量の削減の具体策の検討等を行なう。

8. 財務省の削減計画

【府省全体】

財務省温室効果ガス削減計画

| | (単 位) | 平成 13 年度 | 平成 18 年度 | 平成 22~24 年度目標 | |
|-------------------|-------------------------|-------------|-------------|---------------|-------------|
| | | | | | (13 年度比) |
| 公 用 車 燃 料 | t-CO ₂ | 9,219 | 10,304 | 9,439 | 2% |
| 施設のエネルギー使用 | t-CO ₂ | 111,319 | 98,648 | 100,445 | - 10% |
| 電 気 | t-CO ₂ | 78,848 | 78,182 | 78,685 | 0% |
| (電 気 使 用 量) | kWh | 208,557,411 | 197,215,938 | 201,380,953 | - 3% |
| (電 気 の 排 出 係 数) | kg-CO ₂ /kWh | 0.378 | | 0.309、0.316 | |
| | | | | 0.129、0.351 | 0.352、0.358 |
| | | | | 0.392、0.394 | 0.365、0.368 |
| | | | | 0.411、0.427 | 0.378、0.388 |
| | | | | 0.454、0.479 | 0.392、0.398 |
| | | | | 0.485、0.488 | 0.407、0.424 |
| | | | | 0.506、0.555 | 0.445、0.452 |
| | 0.602 | 0.502、0.510 | 0.518、0.555 | | |
| 電 気 以 外 | t-CO ₂ | 32,471 | 20,466 | 21,760 | - 33% |
| そ の 他 | t-CO ₂ | 11,461 | 11,034 | 11,555 | 1% |
| 合 計 | t-CO ₂ | 131,999 | 119,986 | 121,439 | - 8% |

【本府省】

財務省本省・国税庁本庁温室効果ガス削減計画

| | (単 位) | 平成 13 年度 | 平成 22～24 年度目標 | |
|-------------------|-------------------------|------------|---------------|----------|
| | | | | (13 年度比) |
| 公 用 車 燃 料 | t-CO ₂ | 270 | 226 | - 16% |
| 施設のエネルギー使用 | t-CO ₂ | 5,324 | 4,920 | - 8% |
| 電 気 | t-CO ₂ | 4,016 | 3,785 | - 6% |
| (電 気 使 用 量) | kWh | 10,623,948 | 9,511,060 | - 10% |
| (電 気 の 排 出 係 数) | kg-CO ₂ /kWh | 0.378 | 0.398 | |
| 電 気 以 外 | t-CO ₂ | 1,308 | 1,135 | - 13% |
| そ の 他 | t-CO ₂ | 0 | 0 | — % |
| 合 計 | t-CO ₂ | 5,594 | 5,146 | - 8% |

※ 財務総合政策研修所(除く研修部)、国税不服審判所本部を含む。

○ 主な削減対策と削減量

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| (1) 設備改修等ハード対策 | |
| ・ 廊下等の照明器具に人感センサー設置 | 102 t-CO ₂ |
| (2) 運転・管理等ソフト対策 | |
| ・ 冷暖房等の空調の省エネ運転(停止を含む) | 312 t-CO ₂ |
| ・ 事務室内照明器具の一部消灯 | 27 t-CO ₂ |

※ 電気事業者の変更に伴う排出係数による影響については、今後、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進することを検討していくものとする。

○ 推進体制

- (1) 対策の実施責任者は、大臣官房会計課長とする。
- (2) 大臣官房会計課において、国税庁長官官房会計課と協力し、毎月、財務省本庁舎等の電力・ガス・燃料等の使用量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、職員全員に周知する。
- (3) 大臣官房会計課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、職員にソフト対策の強化を指示する。

【地方支分部局等】

財務省税関研修所温室効果ガス削減計画

| | (単 位) | 平成 13 年度 | 平成 22～24 年度目標 | |
|-------------------|-------------------------|-----------|---------------|----------|
| | | | | (13 年度比) |
| 公 用 車 燃 料 | t-CO ₂ | 0 | 0 | — % |
| 施設のエネルギー使用 | t-CO ₂ | 986 | 907 | - 8% |
| 電 気 | t-CO ₂ | 459 | 422 | - 8% |
| (電 気 使 用 量) | kWh | 1,213,230 | 1,146,503 | - 5% |
| (電 気 の 排 出 係 数) | kg-CO ₂ /kWh | 0.378 | 0.368 | |
| 電 気 以 外 | t-CO ₂ | 527 | 485 | - 8% |
| そ の 他 | t-CO ₂ | 0 | 0 | — % |
| 合 計 | t-CO ₂ | 986 | 907 | - 8% |

○ 主な削減対策と削減量

(1) 運転・管理等ソフト対策

- ・ エレベーターの使用を控え、階段を利用するよう徹底
- ・ 庁舎、寄宿舎内の照明器具の一部消灯
- ・ 食堂の照明時間短縮及び一部消灯
- ・ トイレ及び洗面所の照明のこまめ対策
- ・ 外灯の一部消灯及び時間短縮
- ・ 事務室内及び教室内の昼休み蛍光灯一斉消灯
- ・ 冷暖房制御装置の活用による温度設定の適正化

} 37 t-CO₂
42 t-CO₂

※ 電気事業者の変更に伴う排出係数による影響については、今後、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進することを検討していくものとする。

○ 推進体制

- (1) 対策の実施責任者は、税関研修所副所長とする。
- (2) 税関研修所総務課において、毎月、電力・ガス・燃料等の使用量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、職員全員に周知する。
- (3) 税関研修所総務課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、職員にソフト対策の強化を指示する。

財務省関税中央分析所温室効果ガス削減計画

| | (単 位) | 平成 22～24 年度目標 | | |
|-------------------|-------------------------|---------------|---------|----------|
| | | 平成 13 年度 | | (13 年度比) |
| 公 用 車 燃 料 | t-CO ₂ | 0 | 0 | — % |
| 施設のエネルギー使用 | t-CO ₂ | 287 | 264 | - 8% |
| 電 気 | t-CO ₂ | 266 | 245 | - 8% |
| (電 気 使 用 量) | kWh | 704,106 | 665,761 | - 5% |
| (電 気 の 排 出 係 数) | kg-CO ₂ /kWh | 0.378 | 0.368 | |
| 電 気 以 外 | t-CO ₂ | 21 | 19 | - 10% |
| そ の 他 | t-CO ₂ | 0 | 0 | — % |
| 合 計 | t-CO ₂ | 287 | 264 | - 8% |

○ 主な削減対策と削減量

(1) 運転・管理等ソフト対策

- ・ 事務室内照明器具の間引き点灯 17 t-CO₂
- ・ 外灯の間引き点灯 2 t-CO₂
- ・ 廊下照明器具の間引き点灯 2 t-CO₂
- ・ 空調のこまめ対策 2 t-CO₂

※ 電気事業者の変更に伴う排出係数による影響については、今後、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進することを検討していくものとする。

○ 推進体制

- (1) 対策の実施責任者は、関税中央分析所総務課長とする。
- (2) 関税中央分析所総務課において、毎月、電力・ガス・燃料等の使用量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、職員全員に周知する。
- (3) 関税中央分析所総務課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、職員にソフト対策の強化を指示する。

財務省本省研修所温室効果ガス削減計画
(財務総合政策研究所研修部及び会計センター研修部)

| | (単 位) | 平成 13 年度 | 平成 22~24 年度目標 | |
|-------------------|-------------------------|----------|---------------|----------|
| | | | | (13 年度比) |
| 公 用 車 燃 料 | t-CO ₂ | 0 | 0 | — % |
| 施設のエネルギー使用 | t-CO ₂ | 417 | 384 | - 8% |
| 電 気 | t-CO ₂ | 229 | 211 | - 8% |
| (電 気 使 用 量) | kWh | 605,664 | 572,353 | - 5% |
| (電 気 の 排 出 係 数) | kg-CO ₂ /kWh | 0.378 | 0.368 | |
| 電 気 以 外 | t-CO ₂ | 188 | 173 | - 8% |
| そ の 他 | t-CO ₂ | 0 | 0 | — % |
| 合 計 | t-CO ₂ | 417 | 384 | - 8% |

○ 主な削減対策と削減量

(1) 運転・管理等ソフト対策

- | | | |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 冷暖房等の空調の省エネ運転(停止を含む) ・ 庁舎及び寄宿舍の照明器具の一部消灯 ・ パソコン及びコピー機等のこまめ対策 ・ エレベーターの利用を控え、階段を利用するように徹底 | } | <p>26 t-CO₂</p> <p>7 t-CO₂</p> |
|---|---|--|

※ 電気事業者の変更に伴う排出係数による影響については、今後、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進することを検討していくものとする。

○ 推進体制

- (1) 対策の実施責任者は、正を財務総合政策研究所研修部長、副を会計センター研修部長とする。
- (2) 実施責任者は、毎月、電力・ガス・燃料等の使用量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、職員全員に周知する。
- (3) 実施責任者は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、職員にソフト対策の強化を指示する。

財務省会計センター温室効果ガス削減計画

| | (単 位) | 平成 13 年度 | | | 平成 22～24 年度目標 | |
|-------------------|-------------------------|-----------|-----------|-------|---------------|----------|
| | | | | | | (13 年度比) |
| 公 用 車 燃 料 | t-CO ₂ | 0 | 6 | — | % | |
| 施設のエネルギー使用 | t-CO ₂ | 1,550 | 1,420 | - 8% | | |
| 電 気 | t-CO ₂ | 1,443 | 1,321 | - 8% | | |
| (電 気 使 用 量) | kWh | 3,816,492 | 3,319,945 | - 13% | | |
| (電 気 の 排 出 係 数) | kg-CO ₂ /kWh | 0.378 | 0.398 | | | |
| 電 気 以 外 | t-CO ₂ | 107 | 99 | - 7% | | |
| そ の 他 | t-CO ₂ | 0 | 0 | — | % | |
| 合 計 | t-CO ₂ | 1,550 | 1,426 | - 8% | | |

※ 会計センター研修部は、本省研修所に含める。

○ 主な削減対策と削減量

(1) 運転・管理等ソフト対策

- ・ 冷暖房等の空調の省エネ運転(停止を含む)

50 t-CO₂
- ・ 照明の間引き点灯

23 t-CO₂

※ 電気事業者の変更に伴う排出係数による影響については、今後、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進することを検討していくものとする。

○ 推進体制

- (1) 対策の実施責任者は、会計センター総務室長とする。
- (2) 会計センター総務室において、毎月、電力・ガス・燃料等の使用量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、職員全員に周知する。
- (3) 会計センター総務室長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、職員にソフト対策の強化を指示する。

財務省財務局温室効果ガス削減計画

| | (単 位) | 平成 13 年度 | 平成 22～24 年度目標 | |
|------------|-------------------------|------------|----------------------|----------|
| | | | | (13 年度比) |
| 公用車燃料 | t-CO ₂ | 588 | 457 | - 22% |
| 施設のエネルギー使用 | t-CO ₂ | 7,203 | 6,716 | - 7% |
| 電 気 | t-CO ₂ | 5,130 | 5,068 | - 1% |
| (電気使用量) | kWh | 13,535,727 | 12,486,927 | - 8% |
| (電気の排出係数) | kg-CO ₂ /kWh | 0.378 | 0.352、0.358 | |
| | | | 0.365、0.368 | |
| | | | 0.378、0.388 | |
| | | | 0.407、0.445 | |
| | | | 0.452、0.502 | |
| | | | 0.510、0.518 0.555 | |
| 電気以外 | t-CO ₂ | 2,073 | 1,648 | - 21% |
| そ の 他 | t-CO ₂ | 8 | 2 | - 75% |
| 合 計 | t-CO ₂ | 7,799 | 7,175 | - 8% |

○ 主な削減対策と削減量

(1) 設備改修等ハード対策

- ・ 事務所照明のインバーター化 102 t-CO₂
- ・ 公用車のハイブリッド化等 60 t-CO₂

(2) 運転・管理等ソフト対策

- ・ 冷暖房等の空調の省エネ運転(停止を含む) 359 t-CO₂
- ・ 照明の間引き、消灯等のこまめ対策 104 t-CO₂

※ 電気事業者の変更に伴う排出係数による影響については、今後、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進することを検討していくものとする。

○ 推進体制

1. 財務局全体の推進体制

- (1) 対策の実施責任者は、大臣官房地方課長とする。
- (2) 大臣官房地方課長は、毎月、財務局の温室効果ガス排出量を把握して、財務局にフィードバックする。

2. 各財務(支)局の推進体制

- (1) 対策の実施責任者は各財務(支)局総務部長(北陸財務局は総務管理官、福岡財務支局は財務主幹。以下同じ。)とする。
- (2) 各財務(支)局会計課において、毎月、電力・ガス・燃料等の使用量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成見込みを把握し、総務部長に報告するとともに、幹部会等を活用して職員に周知する。
- (3) 各財務(支)局総務部長は、目標の達成見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策及びソフト対策の検討を行い、幹部会等において対策の強化を指示する。

財務省税関温室効果ガス削減計画

| | (単 位) | 平成 13 年度 | 平成 22～24 年度目標 | |
|-------------------|-------------------------|------------|---------------|-------|
| | | | (13 年度比) | |
| 公 用 車 燃 料 | t-CO ₂ | 2,131 | 1,896 | - 11% |
| 施設のエネルギー使用 | t-CO ₂ | 24,797 | 21,861 | - 12% |
| 電 気 | t-CO ₂ | 16,893 | 16,700 | - 1% |
| (電 気 使 用 量) | kWh | 44,689,946 | 41,863,754 | - 6% |
| (電 気 の 排 出 係 数) | kg-CO ₂ /kWh | 0.378 | 0.358、0.365 | |
| | | | 0.368、0.378 | |
| | | | 0.392、0.407 | |
| | | | 0.424、0.452 | |
| | | | 0.502、0.510 | |
| 0.518、0.555 | | | | |
| 電 気 以 外 | t-CO ₂ | 7,904 | 5,161 | - 35% |
| そ の 他 | t-CO ₂ | 11,447 | 11,548 | 1% |
| 合 計 | t-CO ₂ | 38,375 | 35,305 | - 8% |

○ 主な削減対策と削減量

(1) 設備改修等ハード対策

- ・ 照明・空調のインバーター化 602 t-CO₂
- ・ 低公害車への更新 103 t-CO₂

(2) 運転・管理等ソフト対策

- ・ 冷暖房の省エネ運転等 669 t-CO₂
- ・ 公用車の運転管理等 212 t-CO₂

※ 電気事業者の変更に伴う排出係数による影響については、今後、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進することを検討していくものとする。

○ 推進体制

1. 税関全体の推進体制

- (1) 対策の実施責任者は、関税局総務課長とする。
- (2) 関税局総務課長は、毎月、税関の温室効果ガス排出量を把握して、税関にフィードバックする。

2. 各税関の推進体制

- (1) 対策の実施責任者は、各税関総務部長(沖縄地区税関は総務担当次長、以下同じ。)とする。
- (2) 各税関会計課において、毎月、電力・ガス・燃料等の使用量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、関税局総務課長及び総務部長に報告するとともに、税関内職員全員に周知する。
- (3) 各税関総務部長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各部局にソフト対策の強化を指示する。

国税局温室効果ガス削減計画

| | (単 位) | 平成 13 年度 | 平成 22～24 年度目標 | |
|-------------------|-------------------------|-------------|---------------|-------|
| | | | (13 年度比) | |
| 公 用 車 燃 料 | t-CO ₂ | 6,179 | 6,840 | 11% |
| 施設のエネルギー使用 | t-CO ₂ | 65,677 | 59,268 | - 10% |
| 電 気 | t-CO ₂ | 47,151 | 47,633 | 1% |
| (電 気 使 用 量) | kWh | 124,738,866 | 122,027,225 | - 2% |
| (電 気 の 排 出 係 数) | Kg-CO ₂ /kWh | 0.378 | 0.309、0.316 | |
| | | | 0.352、0.358 | |
| | | | 0.365、0.368 | |
| | | | 0.378、0.388 | |
| | | | 0.398、0.407 | |
| | | | 0.424、0.452 | |
| | | | 0.502、0.510 | |
| 電 気 以 外 | t-CO ₂ | 18,526 | 11,635 | - 37% |
| そ の 他 | t-CO ₂ | 5 | 5 | 0% |
| 合 計 | t-CO ₂ | 71,862 | 66,113 | - 8% |

※ 沖縄国税事務所、国税不服審判所支部を含む。

○ 主な削減対策と削減量

(1) 設備改修等ハード対策

- ・ 庁舎内の照明のインバーター化 1,054 t-CO₂
- ・ 廊下・トイレ等照明に人感センサー設置 89 t-CO₂
- ・ 空調用ポンプ・ファンのインバーター化 51 t-CO₂
- ・ 屋上のエアコン室外機に遮光ネット設置 65 t-CO₂
- ・ 空調機用に省エネ型ファンベルトを導入 325 t-CO₂

(2) 運転・管理等ソフト対策

- ・ 庁舎内における冷暖房温度の適正管理 2,616 t-CO₂
- ・ 庁舎内照明の一部消灯 920 t-CO₂
- ・ パソコンやコピー機等のこまめ対策 790 t-CO₂

※ 電気事業者の変更に伴う排出係数による影響については、今後、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進することを検討していくものとする。

○ 推進体制

1. 国税局全体の推進体制

- (1) 対策の実施責任者は、国税庁長官官房会計課長とする。
- (2) 長官官房会計課長は、毎月、国税局の温室効果ガス排出量を把握して、国税局にフィードバックする。

2. 各国税局の推進体制

- (1) 対策の実施責任者は、各国税局総務部長(沖縄国税事務所は次長、以下同じ。)とする。
- (2) 各国税局会計課において、毎月、電力・ガス・燃料等の使用量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、実施責任者へ報告するとともに、幹部会等を通じて全職員へ周知する。
- (3) 各国税局総務部長は、使用量等の報告を踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各部署にソフト対策の強化を指示する。

税務大学校温室効果ガス削減計画

| | (単 位) | 平成 13 年度 | 平成 22～24 年度目標 | |
|-------------------|-------------------------|-----------|----------------------|----------|
| | | | | (13 年度比) |
| 公 用 車 燃 料 | t-CO ₂ | 51 | 14 | - 73% |
| 施設のエネルギー使用 | t-CO ₂ | 5,078 | 4,705 | - 7% |
| 電 気 | t-CO ₂ | 3,262 | 3,300 | 1% |
| (電 気 使 用 量) | kWh | 8,629,432 | 8,148,986 | - 6% |
| (電 気 の 排 出 係 数) | kg-CO ₂ /kWh | 0.378 | 0.358、0.365 | |
| | | | 0.378、0.398 | |
| | | | 0.407、0.452 | |
| | | | 0.502、0.510 0.555 | |
| 電 気 以 外 | t-CO ₂ | 1,816 | 1405 | - 23% |
| そ の 他 | t-CO ₂ | 0 | 0 | — % |
| 合 計 | t-CO ₂ | 5,129 | 4,719 | - 8% |

○ 主な削減対策と削減量

(1) 設備改修等ハード対策

- ・庁舎内の照明のインバーター化 148 t-CO₂
- ・廊下・トイレ等照明到人感センサー設置 13 t-CO₂
- ・空調用ポンプ・ファンのインバーター化 22 t-CO₂

(2) 運転・管理等ソフト対策

- ・庁舎内における冷暖房温度の適正管理 270 t-CO₂
- ・庁舎内照明の一部消灯 14 t-CO₂

※ 電気事業者の変更に伴う排出係数による影響については、今後、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進することを検討していくものとする。

○ 推進体制

- (1) 対策の実施責任者は、税務大学校副校長とする。
- (2) 税務大学校総務課において、毎月、電力・ガス・燃料等の使用量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、実施責任者へ報告するとともに、全職員へ周知する。
- (3) 税務大学校副校長は、使用量等の報告を踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各部局にソフト対策の強化を指示する。

【合同庁舎】

中央合同庁舎 4 号館温室効果ガス削減計画

| | | 平成 13 年度 | 平成 22～24 年度目標 | |
|-------------------|-------------------------|-----------|---------------|-------|
| (単 位) | | | (13 年度比) | |
| 電 気 | t-CO ₂ | 3,532 | 3,324 | - 6% |
| (電 気 使 用 量) | kWh | 9,341,731 | 8,352,000 | - 11% |
| (電 気 の 排 出 係 数) | kg-CO ₂ /kWh | 0.378 | 0.398 | |
| 電 気 以 外 | t-CO ₂ | 722 | 589 | - 18% |
| 合 計 | t-CO ₂ | 4,254 | 3,913 | - 8% |

○ 主な削減対策と削減量

(1) 設備改修等ハード対策

- ・ 廊下照明のインバーター化 105 t-CO₂

(2) 運転・管理等ソフト対策

- ・ 冷暖房等の空調の省エネ運転(停止を含む) 214 t-CO₂
- ・ エレベーターの一部休止 41 t-CO₂
- ・ 事務室内照明の一部消灯 40 t-CO₂

※ 電気事業者の変更に伴う排出係数による影響については、今後、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進することを検討していくものとする。

○ 推進体制

- (1) 対策の実施責任者は以下のとおりとし、これらの者による入居官庁連絡会議において削減対策に取り組む。

庁 舎 全 体 : 財務省大臣官房会計課長
 国 税 庁 部 分 : 国税庁長官官房会計課長
 内 閣 法 制 局 部 分 : 内閣法制局長官総務室会計課長
 内 閣 府 部 分 : 内閣府大臣官房会計課長
 金 融 庁 部 分 : 金融庁総務企画局総務課管理室長
 公 害 等 調 整 委 員 会 部 分 : 公害等調整委員会事務局総務課長
 財 務 省 部 分 : 財務省大臣官房会計課長
 関東財務局総務部会計課長

- (2) 庁舎管理室において、毎月、電力・ガスの使用量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、各官庁に報告するとともに、各官庁の窓口課を通じて全職員に削減対策の取り組みについて周知徹底を図る。
- (3) 庁舎管理室は、目標達成が図られるよう、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各官庁にソフト対策の強化を依頼する。

札幌第1地方合同庁舎温室効果ガス削減計画

| | | 平成13年度 | 平成22～24年度目標 | |
|-----------|-------------------------|-----------|-------------|------|
| (単位) | | | (13年度比) | |
| 電 気 | t-CO ₂ | 2,295 | 2,301 | 0% |
| (電気使用量) | kWh | 6,070,430 | 4,583,650 | -24% |
| (電気の排出係数) | kg-CO ₂ /kWh | 0.378 | 0.502 | |
| 電 気 以 外 | t-CO ₂ | 1,107 | 828 | -25% |
| 合 計 | t-CO ₂ | 3,402 | 3,129 | -8% |

○ 主な削減対策と削減量

(1) 設備改修等ハード対策

- ・ 階段室等照明器具のインバーター化 25 t-CO₂

(2) 運転・管理等ソフト対策

- ・ 空調設備等動力用電気稼働時間の短縮 100 t-CO₂
- ・ 照明の間引き、消灯等のこまめ対策 63 t-CO₂
- ・ 室内温度の適正管理の徹底 26 t-CO₂
- ・ エレベーターの運転台数の削除 12 t-CO₂
- ・ 電気機器の削減、OA機器のこまめ対策 78 t-CO₂

※ 電気事業者の変更に伴う排出係数による影響については、今後、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進することを検討していくものとする。

○ 推進体制

(1) 対策の実施責任者は以下の者とし、これらの者で構成する札幌第1合同庁舎地球温暖化対策委員会(以下、「対策委員会」という。)を中心に削減計画を実施する。

庁舎全体：札幌第1合同庁舎管理庁舎管理官

総務省部分：北海道管区行政評価局総務課課長補佐
北海道総合通信局財務課課長補佐

法務省部分：札幌法務局会計課課長補佐

財務省部分：北海道財務局会計課課長補佐

厚生労働省部分：北海道厚生局総務課課長補佐

北海道労働局総務課課長補佐

中央労働委員会事務局北海道地方事務所地方調査官

経済産業省部分：北海道経済産業局会計課課長補佐

北海道産業保安監督部管理課課長補佐

国土交通省部分：国土地理院北海道地方測量部管理課課長補佐

北海道開発局会計課課長補佐

(独)製品評価技術基盤機構部分：北海道支所調査官

(2) 札幌第1合同庁舎管理庁舎においては、毎月、電気・地域熱供給等の主要エネルギー使用量の取りまとめを行い、その集計値等を各入居官署の庁舎管理担当課等を通じ全職員に対してメール等により周知し、温暖化対策の意識を喚起するものとする。

(3) 対策委員会は、削減計画の実施主体として、必要に応じ取組み強化のための措置を講ずるものとする。

横浜第2地方合同庁舎温室効果ガス削減計画

| | | 平成13年度 | 平成22～24年度目標 | |
|-----------|-------------------------|-----------|-------------|---------|
| (単位) | | | | (13年度比) |
| 電 気 | t-CO ₂ | 2,981 | 2,742 | - 8% |
| (電気使用量) | kWh | 7,885,520 | 7,789,773 | - 1% |
| (電気の排出係数) | kg-CO ₂ /kWh | 0.378 | 0.352 | |
| 電 気 以 外 | t-CO ₂ | 1,043 | 960 | - 8% |
| 合 計 | t-CO ₂ | 4,024 | 3,702 | - 8% |

○ 主な削減対策と削減量

(1) 運転・管理等ソフト対策

| | |
|---------------------|-----------------------|
| ・ 冷暖房等の空調の省エネ運転 | 210 t-CO ₂ |
| ・ 共用部分の照明時間の短縮 | 40 t-CO ₂ |
| ・ 専用部分の照明時間の短縮 | 35 t-CO ₂ |
| ・ エレベーターの運転台数削減 | 20 t-CO ₂ |
| ・ OA機器・テレビ等の待機電力の削減 | 6 t-CO ₂ |

※ 電気事業者の変更に伴う排出係数による影響については、今後、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進することを検討していくものとする。

○ 推進体制

(1) 対策の実施責任者は以下のとおりとし、これらの者で構成される委員会を設置する。

庁 舎 全 体 : 関東財務局横浜財務事務所総務課合同庁舎管理官

防 衛 省 部 分 : 横浜防衛施設局会計課長

法 務 省 部 分 : 横浜地方法務局会計課長

財 務 省 部 分 : 横浜財務事務所総務課長

厚生労働省部分 : 関東信越厚生局麻薬取締部横浜分室分室長

神奈川労働局総務課長

横浜南労働基準監督署業務課長

農 林 水 産 省 部 分 : 横浜植物防疫所会計課長

動物検疫所畜産物検疫課長

神奈川農政事務所総務課長

国 土 交 通 省 部 分 : 関東地方整備局港政調整官

関東運輸局総務課長

関東船員地方労働委員会事務局次長

第三管区海上保安本部総務課長

横浜地方海難審判庁書記課長

横浜地方海難審判理事所調査課長

(独)航海訓練所部分 : (独)航海訓練所総務課長

(独)農林水産消費安全技術センター本部部分 : 横浜事務所消費安全情報課長

(2) 合同庁舎管理官は、毎月、電力・ガスの使用量を専用部分の責任者に通知し、専用部分の責任者は、これをもとに温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、委員会に報告するとともに、各入居官署等の窓口課を通じて関係する全職員に伝達する。

(3) 合同庁舎管理官は、共用部分を含めた全体の電力・ガスの使用量を把握し、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各入居官署等にソフト対策の強化を依頼する。

東京港湾合同庁舎温室効果ガス削減計画

| | | (単 位) | 平成 13 年度 | 平成 22～24 年度目標 | |
|-------------------|---|-------------------------|-----------|---------------|----------|
| | | | | | (13 年度比) |
| 電 | 気 | t-CO ₂ | 2,656 | 2,485 | - 6% |
| (電 気 使 用 量) | | kWh | 7,026,068 | 6,339,782 | - 10% |
| (電 気 の 排 出 係 数) | | kg-CO ₂ /kWh | 0.378 | 0.392 | |
| 電 気 以 外 | | t-CO ₂ | 1,702 | 1,524 | - 10% |
| 合 計 | | t-CO ₂ | 4,358 | 4,009 | - 8% |

○ 主な削減対策と削減量

(1) 設備改修等ハード対策

- ・ 空調設備のインバーター化等 83 t-CO₂
- ・ 人感センサーの設置 8 t-CO₂

(2) 運転・管理等ソフト対策

- ・ 機械室及び倉庫の換気運転時間の短縮 55 t-CO₂
- ・ 省エネルギー診断に基づく、削減対策

※ 電気事業者の変更に伴う排出係数による影響については、今後、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進することを検討していくものとする。

○ 推進体制

(1) 対策の実施責任者は以下のとおりとし、これらの者で構成される委員会を設置する。

- 庁 舎 全 体 : 東京税関総務部会計課長
- 財 務 省 部 分 : 東京税関総務部会計課長
- 法 務 省 部 分 : 東京入国管理局登録室長
- 厚生労働省部分 : 東京検疫所総務課長
- 農林水産省部分 : 植物防疫所東京支所庶務課長
動物検疫所東京出張所長
- 国土交通省部分 : 関東運輸局東京運輸支局運行課長
第三管区海上保安部東京海上保安部管理課長

(2) 東京税関総務部会計課において、毎月、電力・ガス・冷温水の使用量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、委員会に報告する。

(3) 東京税関総務部会計課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各入居官署にソフト対策の強化を依頼する。

さいたま新都心合同庁舎 1 号館温室効果ガス削減計画

| | | 平成 13 年度 | 平成 22～24 年度目標 | |
|-------------------|-------------------------|------------|---------------|-------|
| (単 位) | | | (13 年度比) | |
| 電 気 | t-CO ₂ | 4,528 | 4,166 | - 8% |
| (電 気 使 用 量) | kWh | 11,978,323 | 10,736,031 | - 10% |
| (電 気 の 排 出 係 数) | kg-CO ₂ /kWh | 0.378 | 0.388 | |
| 電 気 以 外 | t-CO ₂ | 3,417 | 3,144 | - 8% |
| 合 計 | t-CO ₂ | 7,945 | 7,310 | - 8% |

○ 主な削減対策と削減量

(1) 設備改修等ハード対策

- ・ 蒸気バルブ類の保温断熱 30 t-CO₂
- ・ 非常階段・トイレ等照明に人感センサー設置 18 t-CO₂
- ・ 省エネ機器の導入 10 t-CO₂

(2) 運転・管理等ソフト対策

- ・ 冷暖房等の空調の省エネ運転(停止を含む) 171 t-CO₂
- ・ 共用部分の照明時間の短縮 136 t-CO₂
- ・ 専用部分の照明時間の短縮 57 t-CO₂
- ・ エレベーターの運転一部休止 25 t-CO₂
- ・ 電気機器の省エネ運転 46 t-CO₂

※ 電気事業者の変更に伴う排出係数による影響については、今後、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進することを検討していくものとする。

○ 推進体制

(1) 対策の実施責任者は以下のとおりとし、これらの者で構成される委員会を設置する。

- 庁 舎 全 体 : 関東財務局合同庁舎管理官
- 人 事 院 部 分 : 関東事務局総務課長
- 総 務 省 部 分 : 関東管区行政評価局総務課長
- 財 務 省 部 分 : 関東財務局会計課長
- 国 税 庁 部 分 : 関東信越国税局会計課長
- 国税不服審判所部分 : 関東信越国税不服審判所管理課長
- 厚生労働省部分 : 関東信越厚生局総務課長
- 経済産業省部分 : 関東経済産業局総務課長
関東東北産業保安監督部管理課長
- 警 察 庁 部 分 : 関東管区警察局会計課長
- 国 土 交 通 省 部 分 : 関東地方整備局総務課長

(2) 合同庁舎管理官において、毎月、電力・冷水・蒸気の使用量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、委員会に報告するとともに、各官署の窓口課を通じて入居している全官署の職員に周知する。

(3) 合同庁舎管理官は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各官署にソフト対策の強化を依頼する。

広島合同庁舎温室効果ガス削減計画

| | | (単 位) | 平成 13 年度 | 平成 22～24 年度目標 | |
|-----------|---|-------------------------|-----------|---------------|-------|
| | | | | (13 年度比) | |
| 電 | 気 | t-CO ₂ | 3,162 | 3,275 | 4% |
| (電気使用量) | | kWh | 8,366,080 | 5,901,440 | - 29% |
| (電気の排出係数) | | kg-CO ₂ /kWh | 0.378 | 0.555 | |
| 電 気 以 外 | | t-CO ₂ | 1,142 | 685 | - 40% |
| 合 計 | | t-CO ₂ | 4,304 | 3,960 | - 8% |

○主な削減対策と削減量

(1) 設備改修等ハード対策

- ・ 蛍光灯のインバーター化による削減 45 t-CO₂
- ・ 太陽光発電導入による削減 13 t-CO₂
- ・ 誘導灯の高輝度化による削減 39 t-CO₂

(2) 運転・管理等ソフト対策

- ・ 冷暖房設定温度の厳格化、運転時間短縮等による削減 166 t-CO₂
- ・ 照明の間引き点灯による削減 116 t-CO₂

※ 電気事業者の変更に伴う排出係数による影響については、今後、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進することを検討していくものとする。

○推進体制

(1) 対策の実施責任者は以下の者とし、これらの者で構成する委員会を設置する。

- 庁 舎 全 体 : 中国財務局総務部合同庁舎管理官
- 人 事 院 部 分 : 中国事務局総務課長
- 公正取引委員会部分 : 事務総局近畿中国四国事務所中国支所総務課長
- 警 察 庁 部 分 : 中国管区警察局調度係長
- 防 衛 省 部 分 : 装備本部大阪支部広島事務所庶務係長
広島防衛施設局会計課課長補佐
- 総 務 省 部 分 : 中国四国管区行政評価局総務課長
- 法 務 省 部 分 : 広島法務局会計課長
広島矯正管区庶務係長
広島入国管理局総務課長
- 財 務 省 部 分 : 中国財務局会計課長
- 国 税 庁 部 分 : 広島国税局会計課課長補佐
- 国税不服審判所部分 : 広島国税不服審判所管理課長
- 厚生労働省部分 : 中国四国厚生局総務課長
広島労働局総務課課長補佐
広島中央労働基準監督署業務課長
中央労働委員会事務局中国四国事務所地方調査官
- 農 林 水 産 省 部 分 : 中国四国農政局広島農政事務所統計部統計企画課長
- 経 済 産 業 省 部 分 : 中国経済産業局総務課長
- 国 土 交 通 省 部 分 : 中国運輸局総務課長
中国地方整備局総務課長
国土地理院中国地方測量部管理課長
中国船員地方労働委員会事務局事務局次長
広島地方气象台総務係長
- 環 境 省 部 分 : 中国四国地方環境事務所広島事務所自然保護官
- 日 本 郵 政 公 社 部 分 : 広島合同庁舎内郵便局局長

(独)国立印刷局(広島政府刊行物サービスセンター)部分 : 情報製品事業部専門官

(独)製品評価技術基盤機構部分 : 中国支所専門官

(独)工業所有権情報・研修館部分 : 情報提供部長

内閣官房行政改革推進室(国家公務員雇用調整本部中国地方推進協議会)部分

: 雇用調整専門官

- (2) 合同庁舎管理官は、毎月の電力・都市ガス等使用量をもとに温室効果ガス排出量及び目標達成見込みを把握し、委員会に報告する。
- (3) 合同庁舎管理官は、目標達成見込を踏まえ、共通経費執行状況を勘案のうえ、必要に応じ、設備改修等により温室効果ガス削減対策の強化を図るとともに、入居官署等に対し、同対策の強化を依頼する。
- (4) 合同庁舎管理官は、入居官署等から目標達成のために効果的な提案があれば、対策委員会で随時検討し、有効なものは採用する。